

ポーランド現地調査報告

出張期間：平成 28 年 12 月 26 日（月）～30 日（金）

出張者： 厚生労働省 2 名

訪問先： ヴィエルコポルスカ県 1 施設、マウオポルスカ県 1 施設、
ルブリン県 1 施設

1 調査の目的

ポーランド政府と取り交わしている対日輸出プログラムの実施状況について、現地調査を行った。本調査においては、輸入条件である 30 か月齢以下の牛由来の肉及び内臓について、月齢確認、出生国及び飼養国の確認、SRM の除去並びに分別管理について確認を行った。

2 調査結果

（1）個体識別

EU のトレーサビリティ制度に基づき、EU 加盟国では、国記号（ポーランドの場合は「PL」）と識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号により、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報をデータベースから調べることができるシステムが構築されている。

このシステムを用いて、受入時には耳標をスキャンすることにより、月齢、出生国、飼養国を確認が可能であり、と畜した後には、と畜した旨を登録する。

（2）SRM の除去

扁桃、腸、脊髄及び頭部の適切な除去が行われていた。専用器具の使用又一頭毎の器具の洗浄により、適切な方法で交差汚染の防止が図られていた。

（3）分別管理

と畜後に耳標をスキャンすることで、生年月日、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが発行される。

ア 月齢の分別管理

月齢を①30 か月齢以下、②30 か月齢超～108 か月齢未満、③108 か月齢超に区分し、と畜、カットとともに、若い順にバッチ管理している。（108 か月齢超は BSE 検査の対象。）

イ 部分肉処理における、出生国、飼養国の分別管理

対日輸出を行う際には、日本向けに輸出できるロットの枝肉かスキャンで確認し、部分肉処理を実施することで、その他の牛を区分する。

3 総括

ポーランドより対日輸出を行っている施設は、EU 規則等に基づくトレーサビリティシステムにより、個体識別番号での分別管理が可能である。枝肉、内臓肉、部分肉ともに 30 か月齢以下に由来するものについて、通常のをバッチ管理することで、対日輸出向けの分別が行われていた。

調査結果から、対日輸出条件に適合した牛肉及び内臓の輸出が行われていることが確認できた。